

**第19号議案 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例  
の一部を改正する条例**

**第20号議案 品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の  
基準に関する条例の一部を改正する条例**

**1. 改正理由**

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」および「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」が公布されたことに伴い、区の基準を定める条例の一部改正を行う。

**2. 改正内容**

デジタル化の推進に伴い、保育所等が作成・保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続き等に関するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定を追加する。

**3. 改正案**

別紙「新旧対照表」のとおり

**4. 施行日**

公布の日

品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例 平成26年7月11日条例第24号	○品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例 平成26年7月11日条例第24号
目次	目次
第1章 総則（第1条—第22条） 第2章 家庭的保育事業（第23条—第27条） 第3章 小規模保育事業 第1節 通則（第28条） 第2節 小規模保育事業A型（第29条—第31条） 第3節 小規模保育事業B型（第32条・第33条） 第4節 小規模保育事業C型（第34条—第37条） 第4章 居宅訪問型保育事業（第38条—第42条） 第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条） 第6章 雜則（第50条・ <u>第51条</u> ） 付則 第6章 雜則 <u>(電磁的記録)</u>	第1章 総則（第1条—第22条） 第2章 家庭的保育事業（第23条—第27条） 第3章 小規模保育事業 第1節 通則（第28条） 第2節 小規模保育事業A型（第29条—第31条） 第3節 小規模保育事業B型（第32条・第33条） 第4節 小規模保育事業C型（第34条—第37条） 第4章 居宅訪問型保育事業（第38条—第42条） 第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条） 第6章 雜則（第50条） 付則 第6章 雜則
第50条 家庭的保育事業者等およびその職員は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	
(委任)	(委任)

改正後	改正前
<p><u>第51条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p><u>第50条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>

品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 平成26年7月11日条例第25号	○品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 平成26年7月11日条例第25号
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準	第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準（第4条）	第1節 利用定員に関する基準（第4条）
第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）	第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）
第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）	第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）
第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準	第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準（第37条）	第1節 利用定員に関する基準（第37条）
第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）	第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）	第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
<b><u>第4章 雜則（第53条）</u></b>	
付則	付則
(内容および手続の説明ならびに同意)	(内容および手続の説明ならびに同意)
第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。  <b>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織</b>

改正後	改正前
	<p>を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの</u>  <u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u>  <u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3 <u>前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p>4 <u>第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p>5 <u>特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するも</u></p>

改正後	改正前
<p>第2節 運営に関する基準 (内容および手続の説明ならびに同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p><u>第4章 雜則 (電磁的記録等)</u></p> <p>第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。</p>	<p style="color:red;">の</p> <p style="color:red;"><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p style="color:red;">6 前項の承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書または電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項の重要な事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>第2節 運営に関する基準 (内容および手続の説明ならびに同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p style="color:red;">2 第5章第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p>

改正後	改正前
<p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付または提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付または提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、または提出したものとみなす。</p>	
<p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの</p>	
<p>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>	
<p>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p>	
<p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法</p>	
<p>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記</p>	

改正後	改正前
<u>録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなら ない。</u>	
4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようと するときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保 護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、 文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。	
(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するも の	
(2) ファイルへの記録の方式	
5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育 給付認定保護者から文書または電磁的方法により、電磁的方法による提供 を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対 し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならな い。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾 をした場合は、この限りでない。	
6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意 の取得について準用する。この場合において、第2項各号列記以外の部分 中「の交付または提出」とあり、および「に記載すべき事項（以下この条 において「記載事項」という。）」とあるのは「による同意」と、「第4 項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあ るのは「得る」と、「を交付し、または提出した」とあるのは「による同 意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事 項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」と あるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各 号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記 以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、 「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を	

改正後	改正前
<p><u>提供する</u>とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	